

各国における社会的な保護の土台に関する勧告（第二百二号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千十二年五月三十日にその第百一回会期として会合し、社会保障についての権利が、人権であることを再確認し、

社会保障についての権利が、雇用の促進と共に、発展及び進歩のために経済的及び社会的に必要なものであることを認め、

社会保障が、貧困、不平等、社会的な排除及び社会的な不安定さを防止し、及び減少させ、機会均等並びに性及び人種の平等を促進し、並びに非公式の雇用から公式の雇用への移行を支援するための重要な手段であることを認識し、

社会保障が、経済及び労働市場においてその変化に適応する力を人民が備えるようになるための投資であり、並びに社会保障制度が、社会及び経済を自動的に安定させるものとして運用され、危機及びそれ以外のときの総需要を刺激し、並びに一層持続可能な経済への移行を支援することを考慮し、

社会的な包摂と関連する持続可能で長期的な成長を目的とする政策を優先的な課題と位置づけ、極度の貧困を克服し、並びに地域内及び地域間の社会的な不平等及び相違を減少させることを助けるものであることを考慮し、

公式の雇用への移行及び持続可能な社会保障制度の確立が、相互に補完的であることを認識し、フィラデルフィア宣言が、「基本収入を与えて保護する必要がある全ての者にこの収入を与えるように社会的保障措置を拡張し、かつ、広範な医療給付を拡張することを達成すること」に貢献するという国際労働機関の厳粛な義務を認めていることを想起し、

世界人権宣言、特にその第二十二條及び第二十五條の規定並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、特にその第九條、第十一條及び第十二條の規定を考慮し、

また、国際労働機関の社会保障に関する基準、特に、千九百五十二年の社会保障の最低基準に関する条約（第二百二號）、千九百四十四年の所得保障に関する勧告（第六十七號）及び千九百四十四年の医的保護に関する勧告（第六十九號）を考慮し、並びにこれらの基準が、社会保障制度と継続的に関連するものであり、及び引き続き重要な参考であることに留意し、

公正なグローバル化のための社会正義に関する国際労働機関宣言が、「国際労働機関の基本的な任務（国際労働基準によるものを含む。）を実施し、並びに経済社会政策の中心に完全かつ生産的な雇用及び適切な仕事を置くための加盟国及び国際労働機関の約束及び努力が、持続可能な及び各国の事情に応じた社会的な保護に関する措置（全ての人民に対する社会保障の拡張を含む。）をとり、及び強化することに基づくべきであること」を認めていることを想起し、

包括的な社会保障制度の一部として、国際労働機関の既存の社会保障基準を補完し、並びに各国の事情及び開発のレベルに適合する社会的な保護の土台の構築についての加盟国に対する指針を提供する勧告の必要性を認める社会的な保護（社会保障）についての継続的な議論に関する決議及び結論（国際労働機関の総会が二十一年のその第百回会期において採択したもの）を考慮し、

前記の会議の議事日程の第四議題である社会的な保護の土台に関する提案の採択を決定し、その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二十二年の社会的な保護の土台勧告と称することができる。）を二十二年六月十四日に採択する。

I 目的、適用範囲及び原則

1 この勧告は、加盟国に対し、次の指針を提供する。

(a) 適用可能な場合には、国内の社会保障制度の基本的な要素として社会的な保護の土台を定め、及び維持すること。

(b) 国際労働機関の社会保障基準を指針として、可能な限り多くの人民に対し、一層高い水準の社会保障を漸進的に確保する社会保障の拡張のための戦略において、社会的な保護の土台を実施すること。

2 この勧告の適用上、社会的な保護の土台とは、貧困、ぜい弱性及び社会的な排除を防止し、又は軽減することを目的とする保護を確保するものとして各国で定義する基本的な社会保障の全体をいう。

3 加盟国は、この勧告を実施するに当たり、国の全体的かつ主要な責任を認識し、次の原則を適用すべきである。

- (a) 社会的な連帯に基づく保護の普遍性
- (b) 国内法に定める給付を受ける権利
- (c) 給付の妥当性及び予測可能性

- (d) 無差別、性の平等及び特別なニーズへの対応
- (e) 社会的な包摂（非公式な経済にある者を含む。）
- (f) 社会保障の対象となる人民の権利及び尊厳の尊重
- (g) 漸進的な実現（目標及び期間の設定を含む。）
- (h) 社会保障制度における負担者と受益者との間における責任と給付との間の最適な均衡を達成しつつ、財政において連帯すること。
- (i) 方式及び取組方法（資金供与の仕組み及び供給の制度を含む。）の多様性の考慮
- (j) 透明な、責任のある及び健全な財政上の管理及び運営
- (k) 社会正義及び衡平を十分に考慮した資金上、財政上及び経済上の持続可能性
- (l) 社会、経済及び雇用に関する政策との整合性
- (m) 社会的な保護の提供について責任のある機関との間の整合性
- (n) 社会保障制度の提供を促進する質の高い公共サービス
- (o) 不服申立ての手續の効率性及び容易な利用

(p) 実施状況についての定期的な監視及び評価

(q) 全ての労働者のための団体交渉及び結社の自由についての十分な尊重

(r) 代表的な使用者団体及び労働者団体の三者による参加並びに他の関係する代表的な団体との協議

II 国内の社会的な保護の土台

4 加盟国は、自国の事情に応じて、基本的な社会保障から成る社会的な保護の土台をできる限り速やかに定め、及び維持すべきである。保障は、必要とする全ての者がその生涯を通じて国内的に必要とされる物品及びサービスを効果的に利用することを確保するとともに、不可欠な保健サービスを利用すること及び基本収入が保障されることを少なくとも確保すべきである。

5 4に規定する社会的な保護の土台は、少なくとも次の基本的な社会保障から成るべきである。

(a) 各国で定義する物品及びサービスの全体の利用であって、利用、機会、受入れ及び質の基準を満たす不可欠な保健サービス（母性に関する保健を含む。）から成るもの

(b) 児童についての基本収入の保障であって、少なくとも最低限の水準として各国で定義する栄養、教育、保健その他の必要な物品及びサービスの利用を提供するもの

(c) 少なくとも最低限の水準として各国で定義する基本収入の保障であつて、特に、疾病、失業、母性及び障害に関するもの

(d) 高齢者についての少なくとも最低限の水準として各国で定義する基本収入の保障

6 加盟国は、既存の国際的義務を条件として、少なくとも国内法令に定める全ての居住者及び児童に対し、この勧告に規定する基本的な社会保障を提供すべきである。

7 基本的な社会保障は、法律で定めるべきである。国内法令には、保障を実施するための給付の範囲、条件及び水準を明記すべきである。不服申立てのための公平、透明、有効、簡易、迅速、簡便及び安価な手続も明記されるべきである。不服申立てのための手続の利用は、申請者に対して無料であるべきである。

制度は、国内の法的枠組みの遵守を強化するよう設けられるべきである。

8 加盟国は、基本的な社会保障を定める場合には、次のことを十分に検討すべきである。

(a) 保健サービスを必要とする者が、不可欠な保健サービスの利用による金銭上の結果によって困難及び貧困が増加する危険に直面すべきでないこと。最も弱い弱者のための出生前及び出生後の無料の医療も検討されるべきであること。

(b) 基本収入の保障は、尊厳のある生活を可能とすべきであること。各国で定義する最低限の収入の水準は、必要な物品及びサービス、国内の貧困の水準、社会的援助についての収入の基準額又は国内法令若しくは国内慣行によつて定める他の比較可能な基準額の全体の貨幣価値に対応することができ、並びに地域的な相違を考慮することができるものであること。

(c) 基本的な社会保障の水準は、適当な場合には、国内法令又は国内慣行によつて定める透明性のある手続により定期的に検討されるべきであること。

(d) これらの保障の水準の設定及び検討に関し、代表的な使用者団体及び労働者団体の三者による参加並びに他の関係する代表的な団体との協議が確保されるべきであること。

9 (1) 加盟国は、基本的な社会保障を提供するに当たり、国内の状況における給付及び制度の最も効果かつ効率的な組合せを実施するため、様々な方法を検討すべきである。

(2) 給付には、児童及び家族に関する給付、疾病及び保健に関する給付、母性給付、障害給付、老齢給付、遺族給付、失業給付、雇用保障、業務災害給付並びに現金又は現物によるその他の社会的な給付を含めることができる。

(3) これらの給付を提供する制度には、普遍的な給付制度、社会保険制度、社会的援助制度、逆所得税制度、公共職業安定制度及び雇用支援制度を含めることができる。

10 加盟国は、国内の社会的な保護の土台を定め、実施するに当たり、

(a) 予防的、促進的及び積極的な措置、給付並びに社会サービスを組み合わせるべきである。

(b) 公的調達、政府による借款供与、労働監督、労働市場に関する政策及び租税上の特典を含む政策並びに教育、職業訓練、生産的な技能及び雇用可能性を促進する政策を検討することにより、生産的な経済活動及び公式の雇用を促進すべきである。

(c) 公式の雇用、所得の創出、教育、識字、職業訓練、技能及び雇用可能性を促進し、不安定さを減じ、並びに適切な仕事の枠組みにおいて、仕事の安定、起業家精神及び持続可能な企業を助長するその他の政策との調整を確保すべきである。

11 (1) 加盟国は、異なる人口集団の能力の貢献を考慮して、国内の社会的な保護の土台の資金上、財政上、及び経済上の持続可能性を確保するため、必要な資源を調達する種々の異なる方法を利用することを検討すべきである。そのような方法には、個別に又は組合せにより、租税及び保険料に係る義務の効果的

な執行、支出の優先順位の再決定又は広範かつ十分な漸進的な収入の基礎を含めることができる。

- (2) (1)に規定する方法を用いるに当たり、加盟国は、詐欺、脱税及び保険料の未納付を防止するための措置を実施する必要性を検討すべきである。

- 12 国内の社会的な保護の土台は、国内の財源によって賄われるべきである。その保護を実施するために経済的及び財政的な能力が不十分である加盟国は、自国の取組を補完する国際協力及び支援を求めることができる。

Ⅲ 社会保障を拡張するための国内の戦略

- 13 (1) 加盟国は、効果的な社会的対話及び社会的参加を通じた国内の協議に基づき、国内の社会保障を拡張する戦略を策定し、及び実施すべきである。国内の戦略は、

- (a) 最低限の社会保障を有しない国のための開始点として、また、国内の社会保障制度の基本的な要素として、社会的な保護の土台の実施を優先的課題として位置づけるべきである。

- (b) 可能な限り速やかに、加盟国の経済的及び財政的な能力を反映しつつ、可能な限り多くの人民に対して一層高い水準の保護を提供するよう努めるものとすべきである。

(2) 加盟国は、この目的のため、国内政策の目的と整合性のある包括的かつ適切な社会保障制度を漸進的に設け、及び維持し、並びに社会保障政策と他の公の政策とを調整するよう努めるべきである。

14 加盟国は、国内の社会保障を拡張する戦略を策定し、及び実施する場合には、

- (a) 国内の優先事項を反映する目的を定めるべきである。
- (b) 保護における欠如及び障害を特定すべきである。
- (c) 抛出制若しくは無抛出制又はその双方を問わず、適切かつ効果的に調整された制度（抛出の能力のある全ての関係者に対する既存の抛出制の制度の拡張によることを含む。）を通じて保護における欠如を無くすよう努めるべきである。
- (d) 適当な場合には、積極的な労働市場に関する政策（職業訓練その他の措置を含む。）により、社会保障を補完すべきである。
- (e) 財政上の要件及び財源並びに目的を漸進的に達成するための期間及び優先度を特定すべきである。
- (f) 社会的な保護の土台及びこれを拡張する戦略について、意識を高め、並びに広報に関する事業計画（社会的対話によるものを含む。）を実施すべきである。

15 社会保障を拡張する戦略は、公式及び非公式の双方の経済における者について適用されるべきであり、公式の雇用の成長及び非公式の雇用の減少を支援すべきであり、並びに加盟国の社会上、経済上及び環境上の開発のための計画を実施することに適合し、及び貢献するものであるべきである。

16 社会保障を拡張する戦略は、不利な立場にある集団及び特別な必要のある人民のために支援することを確保すべきである。

17 加盟国は、自国の目的、優先事項並びに経済的及び財政的な能力を反映する包括的な社会保障制度を設ける場合には、千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約（第二百二号）又は一層進歩した基準を定める国際労働機関の社会保障に関する他の条約及び勧告に規定する給付の範囲及び水準を達成することを目的とすべきである。

18 加盟国は、自国の事情が許す限り速やかに、千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約（第二百二号）を批准することについて検討すべきである。さらに、加盟国は、適用可能なときは、一層進歩した基準を定める国際労働機関の社会保障に関する他の条約及び勧告を批准し、又は実施することについて検討すべきである。

IV 監視

19 加盟国は、自国における適当な仕組み（代表的な使用者団体及び労働者団体の三者による参加並びに他の関係する代表的な団体との協議を含む。）を通じて、社会的な保護の土台を実施し、及び国内の社会保障を拡張する戦略の他の目的を達成するに当たり、進捗状況を監視すべきである。

20 加盟国は、社会保障を水平及び垂直に更に拡張するため、進捗状況を評価し、及び政策を討議するための国内の協議を定期的に行うべきである。

21 加盟国は、19の規定の適用上、特に性別により、社会保障に関するデータ、統計及び指標を適当な範囲で定期的に収集し、作成し、分析し、及び公表すべきである。

22 加盟国は、社会保障に関するデータ、統計及び指標の作成において使用される概念、定義及び方法を作成し、又は改定するに当たり、国際労働機関が提供する関連する指針、特に適当な場合には、第九回国際労働統計家会議が採択した社会保障に関する統計の開発に関する決議を考慮すべきである。

23 加盟国は、自国の社会保障に関するデータシステムに含まれる個人情報情報の安全を確保し、及び当該個人情報保護するための法的枠組みを設けるべきである。

24
(1) 加盟国は、加盟国間及び国際労働事務局との間で社会保障の戦略、政策及び慣行に関する情報、経験及び専門的知識を交換することが奨励される。

(2) 加盟国は、この勧告の実施に当たり、国際労働機関その他関連する国際機関に対し、これらの機関の任務に従い、技術上の援助を求めることができる。